

1

条約

令和7年度 問題7

☐☐☐

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 改良特許は、パリ条約にいう特許には含まれない。
- (ロ) 同盟国Xの国民は、自国である同盟国Xの国民に課される条件及び手続に従う限り、他の同盟国Yにおいて同盟国Yの国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し他の同盟国Yの国民と同一の法律上の救済を与えられる。
- (ハ) 発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。
- (ニ) ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有する。
- (ホ) 各同盟国は、意匠に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとらなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

1	条約	パリ条約	2
---	----	------	---

(イ) ×

パリ 1 条(4)

特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟国の法令によって認められる各種の特許が含まれる（パリ 1 条(4)）。したがって、誤り。

(ロ) ×

パリ 2 条(1)

同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる（パリ 2 条(1)第 2 文）。「内国民」とは、保護を受け、かつ、救済を与えられる同盟国の内国民を指すことから、同盟国 Y の内国民である。よって、同盟国 X の国民は、自国である同盟国 X の国民に課される条件及び手続に従っていたとしても、同盟国 Y の国民に課される条件及び手続に従っていなければ、他の同盟国 Y の国民と同一の法律上の保護や救済は与えられない。したがって、誤り。

(ハ) ○

パリ 4 条の 3

条文どおりであり、正しい。

(ニ) ○

パリ 5 条の 4

条文どおりであり、正しい。

(ホ) ×

パリ 5 条 A(2)

各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができる（パリ 5 条 A(2)）。本肢では「意匠」に基づく排他的権利の行使となっており、また、「立法措置をとらなければならない」となっている。したがって、誤り。